

県の野菜価格安定対策事業を 御利用中の野菜生産者の皆様へ

- 令和6年までの収入保険既加入者は、
県の野菜価格安定対策事業と収入保険を**令和7年12月まで**
同時利用することができます。
※ただし、同時利用期間終了後、県の野菜価格安定対策事業
か収入保険どちらを継続するか**選択が必要**です。
- 令和7年以降に収入保険に新規加入をされる方は、
県の野菜価格安定対策事業を利用することはできません。

県の事業と収入保険の同時利用期間



■注意事項

☑同時利用期間終了後、**いずれかの制度の選択が必要**となりますので、どちらの制度がご自身で利用しやすいかの御検討をお願いします。

⇒県の事業を選択する場合は、収入保険を継続しないよう御注意ください。

⇒収入保険を選択する場合は、**最寄りのJAみやざき地区本部担当者に収入保険移行の報告**をしてください。

※報告がいただけなかった場合、交付金の払戻し手続きが発生することもありますので、忘れずをお願いします。

対象品目及び出荷期間における同時利用期間の詳細については裏面を御覧ください。

NOSAI宮崎 本所 収入保険課
TEL : 0985-27-4288

宮崎県 農政水産部 農産園芸課
TEL : 0985-26-7137

【取組野菜と対象出荷期間】

みやざき特産野菜価格安定事業

月	→令和7年 同時利用可能期間												→令和8年 同時利用不可				備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
いんげん				7~9			10~11										
オクラ				7~9													
かぼちゃ			6				9~10					3					
キャベツ	4~6			7~10			11~12			1~3							
きゅうり				7~9			10~11										
さといも			6	7	8												
しょうが				8~10			11~12										
ズッキーニ	4~5						11~12			1~3							
なす				7~9			10~11										
にがうり			6~7	8~9													
にら	6年度	5~6		7~10					11~2		3~4						
にんじん	4~5									1~3							
ばれいしょ	4~6																
しろねぎ							10~12			1~3							
ピーマン			6~7	8~10													
ミニトマト	6年度	5~6					10~11			12~2		3~4					
アールスメロン	4	5	6~7							1~3							

※同時利用可能期間には色づけをしております。
 色づけのない部分は、同時利用不可となります。
 にはら10月まで、ミニトマトは11月までの同時利用となります。